

本件審査請求の棄却を求める。

(2) 事件の表示

請求人は、平成29年2月15日に労災保険給付の収入を得た。

上記収入により請求人の保護を要しなくなったことから、法第26条を適用し、処分庁が同年7月20日付けで生活保護の廃止を決定した処分を行い、■■■年■■■月■■■日付けで同決定を通知したものである。

(3) 事件の経過

ア 処分庁は、平成26年7月15日に請求人に対して法に基づく保護を開始した。

イ 請求人は、生活保護申請時から労災保険給付の再支給のために代理人を立てていた。これにつき、生活保護申請時から処分庁は認識していた。

ウ 平成26年12月5日、処分庁の担当（以下「担当」という。）から、労災保険給付について変化があったときには報告を怠らないようにと請求人に対して伝えた。

エ 平成28年3月25日、請求人から同年4月4日に厚生労働省に赴き相談する旨を担当が聴取した。担当から、報告事項があれば連絡するようにと請求人に対して伝えた。

オ 平成29年6月9日、同月2日に労災保険給付について弁護士に相談したと担当が請求人から聴取したため、状況に変化があれば連絡するようにと伝えた。

カ 平成29年6月12日に請求人から収受した通帳の写しから、同年2月15日に「ロウドウキジュンキョク」から合計■■■■■■■■■■円の振込みがあったことが発覚した。

キ 平成29年6月13日、請求人が■■■■■■■■■■市福祉事務所へ来所した。前記カの振込みがあったことを請求人が認めたため、法第78条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第159条の規定による返還金並びに法第26条の規定による手持金過多による保護の停廃止について説明した。

ク 平成29年6月16日、処分庁は、請求人に前記カのとおり振込みがあったことから、保護を要しなくなったと認めて、振込みを確認した同月1

3日付けで保護の停止処分を決定した。■月■日付け通知書で請求人に通知した。

ケ 平成29年7月4日、本件処分及び返還金についてケース検討会議を行ったが、「厚生労働省社会・援護局保護課長通知」第10の12答2(2)ただし書中にある「保護を要しなくなった日」及び「前々月」の解釈について疑義が生じたため、意思決定を保留した。

コ 平成29年7月20日、処遇困難のため、本件処分及び返還金の決定について、千葉県健康福祉部健康福祉指導課生活保護班へ疑義照会を行ったが、前記ケの処分について審査請求が係争中であったため、回答を得られず。

サ 平成29年7月20日、再度ケース検討会議を行い、法第26条及び「厚生労働省社会・援護局保護課長」通知第10の12答2(2)ただし書に基づき、本件処分を決定した。

なお、同通知中にある「保護を要しなくなった日」を「資力発生日」と解して同給付の振り込み日とした。なぜなら、「平成22年度東京都問答集」問11-1-3(5)③を参考に「資力発生日」を「労災保険給付の支給決定日」と解するも同決定日につき■労働基準監督署から回答を得られず、資力発生日を確認できなかったためである。また、同通知中の「前々月」は、条理及び文理解釈により「廃止決定日の属する月の前々月」と解し、同年7月20日を廃止決定日として、同年5月1日を廃止日とした。しかし、前記ケの処分に対する審査請求が係争中であることから、請求人の保護を再開できるように事務手続を保留して審査請求の裁決を待つこととした。

シ 平成29年10月13日、前記サの決定に基づき、本件処分の事務処理を行った。■月■日付け通知書で請求人に通知した。

ス 請求人は、平成29年11月10日付けで本件審査請求を提起した。

(4) 弁明の理由

請求人は、本件処分を不服として、その取消しを求めているが、以下、申立てに弁明し、その主張が正当な理由を有しないことを明らかにするものである。

本件処分は、請求人の世帯における6か月分の最低生活費以上の金額が請求人の手元に残ることから、法第26条を適用し、生活保護を廃止したものであり、適法かつ正当な処分である。

以上において弁明したとおり、本件処分は適法な手続及び適法な法意に基づいてなした処分であり、本件処分の取消しを求める理由はなく、請求の棄却を求める。

理 由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1(2)のとおり主張しており、要するに、請求人の収入は、12年前の労災に係るものであるから時効であるとして、本件処分を行うことは違法又は不当であると主張しているものと解される。

2 認定事実

(1) 処分庁は、平成26年7月15日、■■■■市(2級地-1)に居住する請求人(昭和■■年■■月生まれ)に対する法に基づく保護を開始した。

(2) ■■■■労働基準監督署長は、平成29年2月15日、請求人に対して、振込みの方法により、次の内容の障害補償一時金(以下「本件一時金」という。)を支払った。

(支払額)

保険給付 ■■■■■■■■■■ 円

特別支給金 ■■■■■■■■■■ 円

合計 ■■■■■■■■■■ 円

(3) 処分庁は、平成29年5月分の請求人に係る医療費47,780円を支給した。

(4) 処分庁は、平成29年6月13日、請求人の通帳を確認し、前記(2)の本件一時金の存在を把握した。

(5) ■■■■市健康福祉部社会福祉課長(以下「本件課長」という。)は、平成■■年■■月■■日、法第26条の規定による保護停止決定(同日付け生活保護停止通知書)により請求人に通知したものに係る決裁をした。

なお、請求人は、当時就労していなかった。

(6) 請求人に係る介護保険料(普通徴収1期。納期限平成29年6月30日。)

は、2,770円であった。

(7) 請求人の居住する住居の家賃は、平成29年6月当時、41,000円であった。

(8) 処分庁は、平成29年7月20日、本件課長が出席した上で、請求人に係るケース検討会議(以下「本件ケース検討会議」という。)を実施した。

この点、処分庁が作成した「ケース検討会議」と題する書面には、「処遇(方針及び方法)」、「平成29年5月1日付で主世帯の生活保護廃止とする。」という記載があり、同書面の上部の押印の欄(「決裁」という記載はない。)には、本件課長の押印はあるものの、本件処分に係る伺い文はなかった。

(9) 処分庁の担当は、平成29年10月13日、本件処分に係る「保護(廃止)決定調書」(以下「本件保護(廃止)決定調書」という。)の作成を行い、本件課長は、同月25日、本件処分に係る決裁をした。

この点、本件保護(廃止)決定調書には、「下記のとおり決定してよろしいか伺います。」という伺い文の記載があり、「認定(変更)日 H29.05.01」、「理由/特記事項 その他非稼働収入の増加・取得」「決裁日 29.10.25」という記載があり、「決裁」と記載された押印の欄には、本件課長の押印がある。

(10) 処分庁は、平成■■年■■月■■日、請求人に対し、法第26条の規定により本件処分を行い、次の記載のある本件通知書を送付した。

「3. 廃止する時期

平成29年5月1日

4. 理由

その他非稼働収入の増加・取得による」

3 法の仕組み

(1) 保護の実施について

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ(法第4条第1項)、具体的には、厚生労働大臣の定める「生活保護法

による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「告示」という。)により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われる(法第8条)。

(2) 収入認定について

昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知(以下「次官通知」という。)第8の3は収入の認定指針について定めており、同通知第8の3(2)エ(イ)は、保険金その他臨時収入については、8,000円をこえる額を収入として認定することとし、同通知第8の3(3)オは、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける保証金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額は収入として認定しないこととしている。

当該被保護世帯の自立更生にあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療等自立更生のための用途に供されるものに限るとされている。また、当該金銭を受領するための必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限の費用は、必要経費として控除して差しつかえないとされている(「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)第8の2(4)参照)。

(3) 保護の停廃止について

そして、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、すみやかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない(法第26条)。

この点、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第10の問6は、保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に行うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定するものとしている。

また、課長通知第10の問12の答1(1)は、当該世帯における臨時的

な収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であって、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるときは、保護を停止すべきとしている。

課長通知第10の12答2.(2)は、世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときは、「保護を要しなくなった日」から保護の停止又は廃止を行うことを原則とする。ただし、当該保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は「廃止を決定した日」の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の停廃止を行うことなく、保護を要しなくなった日から3か月までの間に係る保護費の費用について、法第63条又は第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行うこととしている。

(4) 市の規則等について

委任する規則()第2条第3号の規定により、法第26条が規定する保護の廃止に関する権限は、市長から処分庁に委任されており、処分庁は市健康福祉部長をもって充てることとされ()第5条の2第2項)、市福祉事務所は、健康福祉部社会福祉課ほかをもって組織することとされている(同規則第5条の2)。

そして、市事務決裁規程()第2条第2号は、同規定が市長の権限を委任された者についての専決についても定めるとしており、第5条及び別表第2は、「生活保護法に基づく援護措置及び給付に関する事」について、社会福祉課長の専決とし、加えて、類推による専決(同規程第6条)についても定めている。

4 あてはめ

(1) 「保護を必要としなくなったとき」について

請求人は、前記2(2)のとおり、平成29年2月15日に、

■■■■円という多額の収入（本件一時金）を得ており、また、前記2（5）のとおり、請求人は就労しておらず、前記2（1）及び（3）のとおり、請求人は生活保護を受けており、処分庁は請求人に係る医療費を支給していたことから、直ちに生業、医療のための用途に供される自立更生費（前記3（2））も認められず、本件一時金は振込みの方法により入金されていることから、交通費等の必要経費の控除も認められないから、本件一時金のうち、8000円をこえる全額（■■■■円）を収入認定することになる（次官通知第8の3（2）エ（イ）参照）。

請求人の1か月あたりの最低生活費は、次の計算のとおり116,008円であるところ、上記収入認定された額は、当該最低生活費（116,008円）の約32か月分に相当し、最低限度の生活の維持のために十分な資産があると言え、請求人に対する保護を継続実施すべき状態ではないと認められるから、請求人は、同日に「保護を必要としなくなったとき」に該当していたと言える。

（請求人に係る最低生活費）

ア 生活扶助費（2級地—1）

30,580 + 36,880 = 67,460円

イ 月額家賃（前記2（7））

41,000円

ウ 介護保険料（納期限平成29年6月30日。前記2（6）。）

2,770円

エ 医療費

前記2（3）のとおり、停止始期の直近である5月の請求人に係る医療費は47,780円であり、仮に請求人が国民健康保険に加入した場合は1割負担となるので、現に生じている需要に基づいて医療費を認定すると、4,778円となる。

オ 前記アからエまでの合計

116,008円

（2）「廃止を決定した日」について

この点、前記審理関係人の主張の要旨2（3）サのとおり、処分庁は、「廃

止を決定した日」が本件ケース検討会議の日時である平成29年7月20日であると主張しているので、以下検討する。

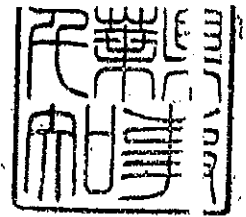
前記3(4)のとおりの規定からすると、 市において、法第26条の規定による保護廃止決定に関することに係る決裁権者は、少なくとも健康福祉部社会福祉課長であると解されるので、当該社会福祉課長が本件処分について決裁をした日が「廃止を決定した日」となる。

この点、前記2(8)のとおり、本件ケース検討会議に本件課長が出席しており、「ケース検討会議」と題する書面の上部の押印の欄に本件課長の押印はあるものの、請求人に係る廃止決定に係る伺い文がなく、その上、前記2(9)の本件保護(廃止)決定調書とは異なり、上記押印欄には「決裁」との記載がないことから、「ケース検討会議」と題する書面にある押印は、ケース検討会議の結果について関係者が確認したことを示すものと考えることが相当である。

他方、前記2(9)の本件保護決定(廃止)調書には、「下記のとおり決定してよろしいか伺います。」と伺い文の記載があり、「設定(変更)日 H29.05.01」、「理由/特記事項 その他非稼働収入の増加・取得」「決裁日 29.10.25」という本件処分に係る記載があり、その上、「決裁」と記載された押印の欄に本件課長の押印があることから、当該押印は、本件処分について決裁したことを意味するものと言う他ない。

この点、処分庁は、事務手続を保留していた旨弁明しており、これは、請求人の保護を廃止することは既にケース検討会議において決定しており、本件保護決定(廃止)調書は、単に保護を廃止する旨を請求人に通知するためのものに過ぎないと主張しているとも考えられるが、そうであれば、本件決定調書には、請求人の保護を廃止することはケース検討会議で決定済みでありその旨を通知してよろしいかとの伺いがなされるべきであるのに、本件決定調書では単に下記のとおり決定してよろしいかの記載があるのみであるから、処分庁の主張を採用することはできない。

したがって、本件処分に係る決裁権者である本件課長が、本件処分に係る伺いを受けて、本件処分について決裁した日(廃止を決定した日)は、本件ケース会議において請求人に対する処遇を検討した平成29年7月20日



ではなく、本件保護（廃止）決定調書において決裁した同年10月25日（前記2（9））であったと言わざるを得ない。

（3）小括

以上より、請求人について保護を要しなくなった日の属する月（平成29年2月）が、「廃止を決定した日」の属する月（同年10月）の3か月以前であるので、保護の廃止日は、「廃止を決定した日」の属する月（同年10月）の前々月の初日である同年8月1日となる。

しかしながら、本件処分は、廃止日を「保護廃止を決定した日」の属する月（同年10月）の前々月の初日（同年8月1日）以前である、同年5月1日を廃止日としており、その廃止日を誤った点において違法であり、取消しを免れない。

5. 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

平成30年2月20日

千葉県知事 鈴木 栄 滄

